

第2 各論

1 上演・演奏権

(1) フランス法と EU 法

フランス知的財産法典によれば、「上演・演奏とは、特に、次の方法（①公の朗読、音楽演奏、演劇的上演、公の上演、公の上映および放送された著作物の公の場所における伝送②放送）により、伝達方法の如何を問わず、著作物を公衆に伝達することをいう。」（122-2条1項）。

一方、公衆への伝達権を定める情報社会指令3条は、「有線または無線による著作物の公衆に対するあらゆる伝達を許諾しまたは禁止する排他的権利（各自がその個人的に選択する場所および時間において著作物にアクセスすることができる方法により、著作物を公衆に利用可能にすることを含む）」と定義する。

このように両者は、いずれも公衆への伝達行為を排他的権利の対象としている。しかし、その射程は異なる。フランス法における公衆への伝達行為は、上演・演奏のような直接的な公衆への伝達行為を含む公衆への伝達行為全般を対象としている。これに対し、EU法における公衆への伝達行為は、伝達元である場所に存在しない公衆への間接的な伝達行為のみを対象としている（情報社会指令前文23項）。EU法の意味での公衆への伝達権（droit de communication au public）は、フランス法の上演・演奏権（droit de représentation）よりも狭い概念である。

(2) 上演・演奏

フランス法の上演・演奏権の対象となる行為は、公衆への直接および間接の伝達行為である。そこで、①公衆の概念、②伝達の概念が問題となる。

① 「公衆」に対する著作物の伝達であること

「公衆」の概念は、明確に定義されていない。しかし、「家族の輪の中における（dans un cercle de famille）」上演・演奏は例外に該当するので（122-5条1号）、それ以外の上演・演奏が「公衆」に対する著作物の伝達であると解されている。したがって、不特定数の者と同義と考えられる。

情報社会指令においても、「公衆」の概念の定義はない。欧州司法裁判所においても、「公衆」の定義は一律ではない。たとえば、公衆とは、不特定数の者と定義される（欧州司法裁判所2005年6月2日C-89/04、30項）場合もあれば、これに量的な要素を付け加え、不特定数（indeterminate number）かつ相当数（fairly large number）の者をいうと定義される（欧州司法裁判所2014年3月7日C-607/11、32項）場合もある。潜在的に著作物にアクセスできる者、順次に著作物にアクセスできる者でもよいとの点はほぼ一致している（同判例33項）。

古典的伝達方法では、伝達は、同じ場所にいる公衆に向けて同時に伝達されること（同

所・同時性)が前提とされていた。しかし、現在では、公衆が同じ場所にいる必要はなく、ホテルの客室(欧州司法裁判所 2006年12月7日 C-306/05、破毀院第一民事部 1994年4月6日 CNN 事件)など、私的な場所にいる者も公衆に該当する。また、同時に伝達される必要もなく、それぞれの場所にいる公衆がその選択に従って著作物にアクセスする方法による伝達でもよい。これに対し、特定の誰か一人にメールに添付した著作物を送信するような場合は、公衆に対する伝達に該当しない。

② 著作物の「伝達」であること

著作物の伝達は、伝統的には公衆に対する直接的な伝達(生の伝達)を対象としている。公衆に対する直接的な伝達は、122-2条1項1号が例示する「公の朗読、音楽演奏、演劇的上演、公の上演(récitation pulques, exécution lyrique, représentation dramatique, présentation publique)」など、公衆が直接的に著作物に接する古典的な伝達である。美術の著作物の展示行為(exposition)も、上演・演奏行為に含まれる(破毀院第一民事部 2002年11月6日 00-21.867)。直接的な伝達だけでなく、公衆に対する間接的な伝達も上演・演奏行為に含まれる。公衆に対する間接的な伝達は、放送、インターネット送信など、何らかの媒介を通して、公衆が著作物に接する場合である。

間接的な伝達手段の登場に伴い、いったん伝達された著作物を再伝達する二次的伝達(再送信)が可能となった。そこで、二次的伝達の場合に、著作者の権利が及ぶかが問題となる。情報社会指令3条3項は、「第1項および第2項に定める権利は、本条の意味において公衆に伝達する行為または公衆に利用可能にする行為によって消尽しない」と規定する。本条によれば、「保護された著作物を公衆への伝達に含めることの許諾は、これらの著作物の他の公衆への伝達を許諾または禁止する権利を消尽させない」(欧州司法裁判所 2013年3月7日 C-607/11ITV Broadcasting 事件 23項)。このように、二次的伝達にも著作者の権利が及ぶ(放送参照)。

★目次★

http://www.tatsumura-law.com/attorneys/tomoko-inaba/column/?page_id=1237